

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 7 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2 階 大会議室

出席 部 会 委 員 1 太田 義政・ 2 田中 康章・ 3 田村 明・ 4 東海 光政
5 村澤 藤次・ 8 喜多 義幸・ 9 片岡 正春・ 10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・ 12 海野 要・ 13 内藤 正敏・ 19 草深 みつよ
23 川邊 千秋

以上 1 3 名

欠 席 委 員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総 合 支 所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹 香良洲：豊田担当主幹

議 事 録 署 名 者 4 東海 光政 ・ 5 村澤 藤次

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (賃貸借権)
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可取消願について (使用貸借)
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について (別冊)

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので、まずその案件を審議し、その後その他の案件を審議したいと思います。
それでは、番号3に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号3の説明を事務局をお願いします。

事務局 それでは、10ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号3、地区 大里、受人 _____、面積 83,358㎡、渡人 _____、面積 5,543㎡、申請地 大里山室町東谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 401㎡。

これにつきまして受人は、遠方のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
番号3について、地元委員の意見を伺います。
番号3、地区 大里、説明をお願いします。

田中委員 2番、田中です。9日に草深委員と共に現地で説明を聞きました。問題ないということでした。よろしくお願いします。

議長 番号3について、地元委員さんから異議のない旨の発言でした。
番号3について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、番号3について、許可をすることに決定をいたします。

入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、その他の案件の説明を事務局お願いします。

事 務 局 番号1、地区 雲出、受人 _____、面積 24,395㎡、渡人 _____、面積 4,955㎡、申請地 雲出伊倉津町網高峯_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,124㎡。

これにつきまして受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 雲出、受人 _____、面積 7,604㎡、渡人 _____、面積 5,040㎡、申請地 雲出島貫町川原新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 413㎡。

これにつきまして受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積 25,611㎡、渡人 _____、面積 1,883㎡、申請地 高野尾町西豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,983㎡の内1,883㎡。

これにつきまして受人は、労力不足のため、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお当案件は、このあとご審議いただく、議案第4号の番号10と、一体利用しようとするものです。

番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積 12,175㎡、渡人 _____、面積 1,109㎡、申請地 高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 840㎡。

これにつきまして受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 高野尾、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 269,429㎡、渡人 _____、面積 13,522㎡、申請地 高野尾町東豊久野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,099㎡。

これにつきましては、平成23年から_____に本店を構え、生花の製造販売、主に榊を中心に栽培を手掛け、農地所有適格法人の要件を備える受人が、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、当市での新規営農を開始しようとするものです。

具体的な営農計画としましては、片道20分程度で移動可能となる、津市野田地内に事務所を構え、9名の従業員で営農し、今後急拡大していくと思われる営農型太陽光発電により、日陰が利点となる特性を活かすことで色つやが良くなる榊を栽培しようとするものです。

また、当法人は1都3県にまたがる8市2町で、山間部での露地栽培及び営農型太陽光発電の下で榊栽培の実績があり、これまで農業関連の各種雑誌に掲

載、TV番組にも出演されるなど、近年市場に2割しか出回っていない国産柿を中心に、急成長を遂げている法人となります。

番号7、地区 上野、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 8,316㎡、渡人 _____、面積 5,045㎡、申請地 河芸町久知野追ヶ沢 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,101㎡。

これにつきましては、農地所有適格法人の要件を備え、当申請地を借り受け、葉ものを中心に現在営農を実施している受人が、遠方のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 明、受人 _____、面積 8,206㎡、渡人 _____、面積 9,587㎡、申請地 芸濃町林北浦 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 2,525㎡ 外2筆、合計面積 5,398㎡。

これにつきましては受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 草生、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 269,429㎡、渡人 _____、面積 12,039㎡、申請地 安濃町草生岡谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,188㎡。

これにつきましては、農地所有適格法人の要件を備える受人は、遠方のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

番号10、地区 村主、受人 _____、面積 12,335㎡、渡人 _____、面積 261㎡、申請地 安濃町前野里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 261㎡。

これにつきましては受人は、労力不足のため、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は10件、合計面積は16,708㎡、このうち田が8,499㎡、畑で8,209㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。番号1と2、番号4から番号10の地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。地元推進委員と相談させていただきました。別に何の問題もないということですので、よろしくお願いします。

議長 番号4から番号6、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。4番は9日に地元推進委員、事務局の方と現地確認いたしました。5番、6番は、地元推進委員と9日の午後現地確認いたしました。その後、地元の農振協議会で審議いたしましたところ、別に問題はなかったのですが、6番の株式会社 _____ の件で、地元には反対は無いのか、後で太陽光をしますということ、申請書に書いて貰った方が良くはないかと話があり、事務局にお聞きしたら、後で、近隣に説明会を開くということで、まず問題ないということで良いと思います。

議長 これ、後から案件が上がってくるのですか。

事務局 現在、営農型太陽光については津市管内全域において太陽光業者が営業中で、必ず、営農型太陽をする時は地元説明会をして、了承を得た上で条件に合ったものをしていくことになっています。

議長 この部会には上がってこないのですか。

事務局 営農型は5条の一時転用ということで、上がってきます。

議長 上がってくるのですね。分かりました。
次ぎ、番号7、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これ、事務局の説明通りですので、問題ありません。よろしくお願いします。

議長 番号8、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。9日に事務局と農業委員と、地元推進委員と現地確認させていただきましたけど、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 番号9、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。番号10も続けさせていただきます。9日に総合支所の事務局と両農業委員で確認させていただきました。9番の株式会社 _____ に昨日総合支所に来ていただきまして、お話を聞きました。今のところ問題ないということでした。番号10については9日に、地元推進委員と確認させていただきました。両方とも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 株式会社 _____、櫛がこんなに需要があるのかなと思うんですけど、これから営農型がたくさん出てくるということかと思えます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。
番号1から2、番号4から番号10について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号1から2、番号4から番号10について、許可をすることに決定いたします

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 草生、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面積 269,429㎡、貸人 _____、面積 5,629㎡、申請地 安濃町草生岡谷_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,718㎡。

これにつきまして、農地所有適格法人の要件を備える借人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する貸人から申請地を借受け、新規営農するものです。

以上、件数は1件、面積は畑で1,718㎡でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。7月9日に地元推進委員と総合支所の事務局と農業委員とで確認を致しました。ここも同じように、問題ないと思います。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町三行小林_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 221㎡ 外1筆、合計面積 373㎡。

これにつきましては、_____に事務所を構え、とび工事業を営む法人からの要望を受け、申請地を貸資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町南黒田樋廻_____
台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 323㎡ 外1筆、合計面積1,243㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場及びテニスコート用地とするものですが、平成9年頃から地元貢献することを目的に、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、申請者 (亡) _____ (相続人) _____ 持分4分の1、申請地 芸濃町棕本新横山_____
台帳地目・現況地目とも畑、面積 298㎡ 外6筆、合計面積 598.13㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、当案件はこのあとご審議いただく議案第7号により、既に許可を得ている内容に変更が生じたことから取消し、当時の申請人に相続が発生したことから、議案第4号の番号13と共に、再度許可を得ようとするものです。

番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生蔵垣内_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 961㎡。

これにつきましては、申請地を貸工場用地とするものですが、昭和60年頃に亡き父が建設し、数年前まで自己が使用していましたが廃業したことから、現在隣接する法人に貸している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町清水佐倉_____
台帳地目・現況地目とも田、面積 1,190㎡ 外1筆、合計面積 1,365㎡。

これにつきましては、申請地を共同住宅用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は4,540.13㎡、このうち田が3,721㎡、畑で819.13㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。この物件、現場を地元推進委員と見に行きましたが、何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。6月にも出ましたが、お父さんが亡くなって、今度新しく息子さんが申請しています。農業委員2名と地元推進委員の方と事務局と確認させていただきましたが、何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
番号4、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。7月9日に両農業委員と地元推進委員で現地を確認させていただきました。何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 安濃、お願いします。

海野委員 12番、海野です。この案件につきましては1,000㎡以上ということで、守山会長、太田部会長、事務局、地元推進委員、支所職員、農業委員とで7月9日現地確認を行いました。事務局の説明の通りでございます。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 13ページから16ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
恐れ入りますが、まず議案を説明させていただく前に、議案書の一部削除をお願いいたします。
16ページの、番号11をご覧ください。
この案件につきまして、地元調整が不十分であり、今後慎重に改めてご理解を得るべく調整を図るとのことで、7月15日付けにて取下げ願いが提出され

ましたので、議案書から削除願います。

これにより、16ページ一番下に記載のある、合計欄の修正もお願い致します。

合計件数は14件、合計面積は19,768.13㎡、田の面積は変わらず、畑の面積を6,797.13㎡と訂正願います。

それでは改めまして、議案の説明をさせていただきます。

番号1、地区 栗真 外、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 栗真小川町山脇 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 390㎡ 外7筆、合計面積 2,062㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,561.56㎡、パネルの設置率は、転用面積の75.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 一身田豊野キノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 219㎡ 外9筆、合計面積 2,525㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,845.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の73.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 一身田豊野キノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 64㎡ 外6筆、合計面積 2,301㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、1,419.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外4名、申請地 一身田豊野キノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 175㎡ 外11筆、合計面積 3,546㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、2,555.28㎡、パネルの設置率は、転用面積の72.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野すノ坪 _____、台帳地目・現況地目と

も田、面積 2,045㎡ 外2筆、合計面積 2,428㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設・駐車場・管理用地とするものです。

パネル設置面積は、一体利用地を含む1,322㎡、パネルの設置率は、転用面積の45.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 一身田、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一身田豊野すノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,413㎡ 外1筆、合計面積 2,789㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、一体利用地を含む2,556㎡、パネルの設置率は、転用面積の58.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸与市垣内 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 361㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、_____に近接する申請地を一般個人住宅用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 高茶屋小森町竹縄 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 970㎡。

これにつきましては、隣接地で自己が法人の代表を務める受人が、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号9、地区 雲出、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町北浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外1筆、合計面積 512㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、236.16㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.1%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号10、地区 高野尾、受人 _____、渡人 _____、申請地 高野尾町西豊久野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 1,983㎡ の内100㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内の農業用施設用地となります。

番号12、地区 椋本、受人 _____自治会 自治会長 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町椋本念佛田_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 58㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をゴミ集積場用地とするものですが、20年ほど前から既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号13、地区 椋本、受人(亡) _____ (相続人) _____ 持分4分の3、渡人(亡) _____ (相続人) _____ 持分4分の1外2名、申請地 芸濃町椋本新横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 298㎡ 外6筆、合計面積 598.13㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高宮、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂奥之垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 62㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 村主、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町妙法寺川原田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,243㎡ 外1筆、合計面積 1,456㎡。

これにつきましては、隣接地に事務所のある受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするもので、現在、開発許可申請中であるため、当部会での承認と共に同時許可となります。

農地区分は、第1種農地となりますが、不許可の例外にあたる「既存敷地の2分の1以内に収まる敷地拡張」に該当するものと判断されます。

以上、件数は14件、合計面積は19,768.13㎡、このうち田が12,971㎡、畑が6,797.13㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真。

事務局 本日、担当委員である21番、坂野委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、「坂野本人は当日出席で

きませんでした。会長・部会長・地元推進委員、一身田豊野と一体利用することから、田村委員、地元推進委員、事務局とで、7月9日に現地確認を実施し、後日地元推進委員と協議したところ、特に問題ない」とのことでした。

以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。
次ぎに番号2から番号6、地区 一身田、お願いします。

田村委員 3番、田村です。7月9日に、会長、部会長、地元推進委員とで現地確認を行いました。事務局説明通りで何ら問題ございませんので、よろしくお願い致します。以上です。

議長 番号7、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。7月9日に事務局と地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明通り何ら問題はございませんでした。よろしくお願い致します。

議長 番号8、地区 高茶屋、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。5月に現地確認したのですが、地元推進委員より、道路やのに市との立ち会いも無しに現状のままではあかんということで、市との立ち会いが必要だと指摘いただき、7月にちゃんと立ち会いしていただいたので問題ないということです。よろしくお願い致します。

議長 番号9、地区 雲出も。

村澤委員 5番、村澤です。9日に現地確認しました。別に何の問題もないのでよろしくお願いします。

議長 次ぎ、番号10、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。所有権移転ということで、3条の4番の畑の所有権移転ということで、その中に100㎡の農業倉庫が建っておりまして、それを所有権移転ということで出ておりました。9日に地元推進委員と事務局と立ち会い致しました。別に問題ないということで、地元の農振協議会の方も問題ないということで、よろしくお願い致します。

議長 番号12、番号13、地区 椋本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。12番の件は以前から使用されておるものでございますので、何ら問題ないと思います。13番は12ページと関連したもので、何ら問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。
番号14、地区 高宮、お願いします。

清水委員	11番、清水です。現地を確認させていただきましたが、何も問題ないということですのでよろしくお願いします。
議長	番号15、地区 村主、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。7月9日に守山会長、太田部会長、事務局、総合支所、地元推進委員と農業委員とで確認いたしました。何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。番号1から番号15について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 明、借人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町中縄尻貝 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 519㎡。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、384.68㎡、パネルの設置率は、転用面積の74.1%になります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は畑で、519㎡でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 明、お願いします。
牧野委員	10番、牧野です。9日に片岡委員と地元推進委員、事務局と確認させていただきました。説明通り、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議無しということでございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里川北町岡 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 148㎡ 外1筆、合計面積 571㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、321.44㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.3%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で、571㎡でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。9日に田中農業委員、事務局、地元推進委員と確認させていただきました。何も問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使

用貸借) 事務局の説明をお願いします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(使用貸借)でございます。

番号1、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本新横山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 430㎡ 外2筆、合計面積 474.03㎡。

これにつきましては、許可後に住宅の配置計画が変更になったことに伴い、事業計画が変更になったため、新たな事業計画により再度許可をとり直すため、取消願が提出されたものになります。

以上、件数は1件、面積は畑で、474.03㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 棕本、お願いします。

牧野委員

10番、牧野です。事務局の説明通り何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第7号について、承認をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借で24,581㎡、畑の使用貸借で4,714.91㎡、契約件数は10件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14,311㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で118,694㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,846㎡、契約件数は35件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で19,980㎡、畑の使用貸借で7,061㎡、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の所有権移転で7,584㎡、畑の使用貸借で5,341㎡、契約件数は11件でございます。

香良洲地区につきましては、該当ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて185,150㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で22,962.91㎡、合計契約件数は68件、合計面積は208,112.91㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区1件、河芸地区3件、安濃地区33件、芸濃地区2件、で合計39件、合計面積は130,665㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で57.4%、面積で62.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号45についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

整理番号45について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いいたします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時52分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年7月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____